

開発行為

水とみどりの景観形成重点地区の景観形成基準に対する措置状況説明書

善福寺川・神田川・妙正寺川沿い周辺地区 開発区域面積 500 m<sup>2</sup>以上

(1) 土地利用

①区画は、オープンスペースや緑地が河川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。

記載欄

②河川への歩行者の動線を確保する。

記載欄

③区画は、建築物等の配置が河川へ顔を向けやすいものとする。

記載欄

(2) 形態意匠

①擁壁や法面では、自然素材等の活用や壁面緑化等を行い、形態・意匠を工夫する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄